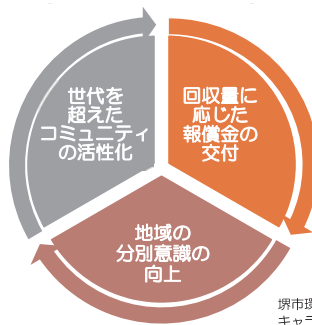


「古紙・古着」は集団回収でリサイクル！

◎集団回収とは？

○市民の皆さんで構成する自治会やこども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙などの資源物を回収し、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことです。

○堺市では回収量に応じて **1 kg あたり 4 円の報償金**※を交付しています。 ※事業所から排出されたものは対象外



メリット
いっぱい
だね！



堺市環境マスコット
キャラクター「ムーやん」

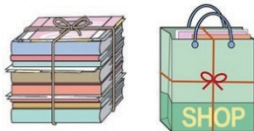
回収品目

雑誌・その他の古紙（一緒に出す）

【雑誌】 教科書・単行本・週刊誌など

【その他の古紙】 紙箱・紙袋・包装紙など

※品目の詳細
は裏面参照



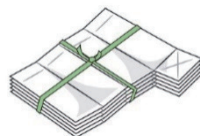
新聞



ダンボール



紙パック



古着・古布



○出し方と●注意点

○大きさをそろえ、ひもでしっかり十文字にしぼる。

○ビニール袋ではなく、紙袋（持ち手が紙以外のものは取り除く）に入れて、ひもで十文字にしぼる。

●紙以外の部分（金具やビニール、プラスチックなど）は取り除く。

●紙箱は開いて平らにする。メモなど小さな「その他の古紙」は、雑誌への挟み込みも可。

○ひもでしっかり十文字にしぼる。

●折り込みチラシはできるだけ抜き取り「雑誌・その他の古紙」と一緒に出してください。

○折りたたんでひもでしっかり十文字にしぼる。

●ガムテープ、宛名ラベルやシールは取り除く。

○水でよく洗って乾燥させてから、開いて平らにし、ひもでしっかり十文字にしぼる。

●内側が白い紙のものに限る。内側がアルミコーティングされているものは「生活ごみ」。

○透明または半透明のビニール袋に入れる。

●綿、布団、裁断くず、カーペットなどは「生活ごみ」又は「粗大ごみ」。

●上記は基本的な分類・出し方です。回収業者によって、回収品目や出し方が異なる場合がありますので、詳細は登録団体や回収業者に確認してください。

集団回収の団体登録・報償金交付申請の
お問合せ⇒お住まいの各区役所へ

堺区役所	自治推進課	TEL 072-228-7082
中区役所	自治推進課	TEL 072-270-8154
東区役所	自治推進課	TEL 072-287-8122
西区役所	自治推進課	TEL 072-275-1902
南区役所	自治推進課	TEL 072-290-1803
北区役所	自治推進課	TEL 072-258-6779
美原区役所	自治推進課	TEL 072-363-9312

◎古紙は「紙ひも」を使おう♪

古紙を出すときに紙ひもを使うと、古紙と一緒にリサイクルすることができるよ！
みんなも協力してね(^)/



堺市ホームページにはエコな情報が盛りだくさん♪

集団回収↓



エコショップ↓



食べきり協力店↓



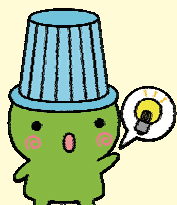
堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課
TEL 072-228-7479
FAX 072-228-7063



「その他の古紙」も立派な資源です ＜集団回収でリサイクル＞



◎「その他の古紙」って？



○お菓子の紙箱、紙袋、包装紙など、リサイクルできる紙資源のことです。（新聞・雑誌・ダンボール・紙パックは除く）

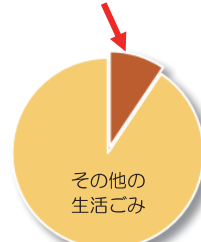
○生活ごみの中には、資源としてリサイクルできる「その他の古紙」がたくさん混ざっています。「資源物」として、自治会やこども会などで実施している集団回収に出しましょう！

Q:「その他の古紙」は何にリサイクルされるの？

A:ダンボールや紙箱などに再生されます。



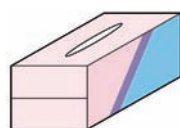
生活ごみの中に
その他の古紙が
9.4%も！



＜「その他の古紙」主な例＞ ・出し方の詳細は裏面参照



●お菓子の紙箱



●ティッシュの紙箱
(ビニールは取り除く)



●包装紙



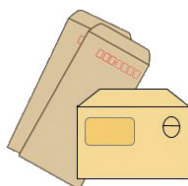
●チラシ・パンフレット



●メモ用紙・プリント類



●はがき（圧着はがきは除く）



●封筒（窓あき封筒のフィルムは取り除く）



●カレンダー
(金具は取り除く)



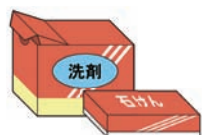
●紙袋（持ち手が紙以外のものは取り除く）



●トイレットペーパーの芯

✕以下の紙類は出せません！

リサイクルできないもの(禁忌品)⇒生活ごみへ！



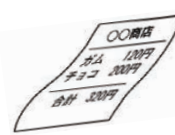
✕においのついた紙（石けんの包み紙、洗剤や線香の紙箱など）



✕汚れた紙（油のついた紙、使用済みのティッシュペーパーなど）



✕防水加工された紙（紙コップ、紙皿など）



✕感熱紙（ファックス用紙、レシートなど）



✕カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の伝票など）



✕使い捨て紙おむつ、ペット用トイレシート

✕写真 ✕油紙 ✕金、銀などの金属が箔押しされた紙

✕昇華転写紙（アイロンプリント紙、靴やかバンの詰め物など）

✕感熱性発泡紙（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙）

✕複合素材の紙（プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの）

✕合成紙（プラスチック製品で、正確には紙でないもの）

●紙製容器包装のリサイクルマーク  がついていても、上記のものはリサイクルできません。

